

土壌汚染対策法第4条第1項、埼玉県生活環境保全条例第80条第1項に係る届出等の手引 ～汚染のおそれがないもの～

令和7年3月埼玉県環境部水環境課

第1章 はじめに

- 1 本手引で使用する略称 1
- 2 届出様式等の入手先 1
- 3 提出書類の調製 1
- 4 「土地の形質の変更」(法)及び「土地の改変」
(条例)の定義 1
- 5 相談窓口、提出先 1
- 6 法及び条例における特定有害物質の種類(土壌
関係) 2

第2章 土壌汚染対策法第4条第1項

(一定の規模以上の土地の形質の変更届出書)

- 1 対象者 3
- 2 対象となる行為 3
- 3 対象外となる行為 3
- 4 提出期限 3
- 5 条例第80条第1項との関係 3

第3章 埼玉県生活環境保全条例第80条第1項

(特定有害物質取扱事業所設置状況等調査報告書)

- 1 対象者 4
- 2 対象となる行為 4
- 3 対象外となる行為 4
- 4 提出期限 4
- 5 法4条第1項との関係 4
- 6 土地の利用の履歴の記載方法について 4

第4章 必要書類一覧 5

第5章 記載例

- 1 法第4条第1項様式 記載例 6
- 2 条例80条第1項様式 記載例 7
- 3 土地の形質の変更をしようとする場所を
明らかにした図面 記載例 9
- 4 聴取調査結果報告書 記載例 11
- 5 土地利用の履歴等年表 記載例 12

第6章 法第4条第1項 チェックリスト 14

第7章 条例第80条第1項 チェックリスト 15

第1章 はじめに

この手引は、一定の規模以上の土地の形質の変更又は改変時に必要となる、土壤環境関係法令の届出等について、埼玉県に提出する際の必要書類や記載例を示したものです。この手引を基に他の自治体へ提出する場合は、あらかじめ当該自治体の窓口まで御相談ください。

1 本手引で使用する略称

省略前	省略後
埼玉県	県
土壤汚染対策法	法
埼玉県生活環境保全条例	条例

2 届出様式等の入手先

届出書の様式等、提出部数はウェブサイトから御覧ください。
<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0505/yousiki-dojou.html>

3 提出書類の調製

各書類が第6章、第7章に示すチェックリストを参考に要件を満たしているか確認し、チェックリストを添付の上、チェックリストの順番に並べてフラットファイルで製本してください。資料が多い場合は必要に応じてインデックスを貼付してください。

なお、個人情報、最低限必要な箇所を除き、記載しないようお願いします。

4 「土地の形質の変更」（法）及び「土地の改変」（条例）の定義

目的に関係なく土地の形状を変更する行為全般をいいます。掘削と盛土の別を問いません。例として以下のような行為が該当します。

例）建物解体、草木の抜根、杭打ち、地盤改良、鋼矢板打設、整地、砂利採取、舗装工事、土壌の仮置き 等

5 相談窓口、提出先

法及び条例に関するお問い合わせ、届出の提出先は、対象となる土地の所在地に応じて、次のとおりです。窓口にお越しになる場合は、電話での御予約をお願いします。

有害物質の使用履歴がある場合または法4条2項の調査を予定している場合は、調査の計画段階で来所の上、ご相談ください。

なお、さいたま市、川越市、熊谷市、川口市、所沢市、春日部市、草加市、越谷市、久喜市は各市役所が所管しています。

環境管理事務所	管内市町村
中央環境管理事務所 ☎ 048-822-5199	鴻巣市、蕨市、戸田市、桶川市、北本市、伊奈町、上尾市*
西部環境管理事務所 ☎ 049-244-1250	飯能市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、富士見市、日高市、ふじみ野市、三芳町、狭山市*
東松山環境管理事務所 ☎ 0493-23-4050	東松山市、坂戸市、鶴ヶ島市、毛呂山町、越生町、滑川町、嵐山町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、東秩父村
秩父環境管理事務所 ☎ 0494-23-1511	秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町
北部環境管理事務所 ☎ 048-523-2800	本庄市、深谷市、美里町、神川町、上里町、寄居町
越谷環境管理事務所 ☎ 048-966-2311	八潮市、三郷市、吉川市、松伏町
東部環境管理事務所 ☎ 0480-34-4011	行田市、加須市、羽生市、蓮田市、幸手市、宮代町、白岡市、杉戸町

* 条例については、上尾市役所又は狭山市役所にお問い合わせください。

6 法及び条例における特定有害物質の種類（土壌関係）

一部の項目は、法と条例で名称が異なります。

（１）第一種特定有害物質

- トリクロロエチレン
- テトラクロロエチレン
- ジクロロメタン
- 四塩化炭素
- 1,2-ジクロロエタン
- 1,1-ジクロロエチレン
- 1,2-ジクロロエチレン（法）
- シス-1,2-ジクロロエチレン（条例）
- トランス-1,2-ジクロロエチレン（条例）
- 1,1,1-トリクロロエタン
- 1,1,2-トリクロロエタン
- 1,3-ジクロロプロペン
- ベンゼン
- クロロエチレン

（２）第二種特定有害物質

- カドミウム及びその化合物
- シアン化合物
- 鉛及びその化合物
- 六価クロム化合物
- 砒素及びその化合物
- 水銀及びその化合物（法）
- 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物（条例）
- セレン及びその化合物
- ほう素及びその化合物
- ふっ素及びその化合物

（３）第三種特定有害物質

- 有機りん化合物
（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン、EPNに限る。）
- ポリ塩化ビフェニル
- チウラム
- シマジン
- チオベンカルブ

第2章 法第4条第1項

(一定の規模以上の土地の形質の変更届出書)

1 対象者

「土地の形質の変更（第1章4参照、以下同じ。）をしようとする者」であり、その施工に関する計画の内容を決定する者です。土地の所有者とその土地を借りて開発行為等を行う開発事業者の関係では、一般的には開発事業者が該当します。また、請負工事の発注者と受注者の関係では、一般的には発注者が該当します。

2 対象となる行為

土地の形質の変更を行う面積が、下記の規模以上となる行為が対象です。

- ① 3,000m²以上
- ② 対象地が、水質汚濁防止法に基づく有害物質使用特定施設が現に設置されている若しくは設置されていた工場等の土地にあっては、900m²以上

なお、複数の工期に分かれた工事や離れた土地における土地の形質の変更は、事業計画や目的の一体性、個別の行為の時間的連続性、実施主体等を考慮し、一体の土地の形質の変更と判断できる場合、合算した面積になります。

3 対象外となる行為

- 土地の形質の変更を行う深さが全ての部分で50cm未満であって、区域外への土壌の搬出を行わず、土壌の飛散又は流出を伴わない行為
- 農業を営むために通常行われる行為（耕起や収穫等）であって、土地の形質の変更を行う区域外への土壌の搬出を伴わないもの
- 林業の用に供する作業路網の整備であって、土地の形質の変更を行う区域

外への土壌の搬出を伴わないもの

- 鉱山関係の土地において行われる形質の変更
- 非常災害のために必要な応急措置として行う行為

4 提出期限

土地の形質の変更に着手する日の30日前までに届け出なければなりません。

5 条例第80条第1項との関係

土地の形質の変更を行う面積が3,000m²以上の場合は原則法第4条及び条例第80条の届出対象となります。ただし、法第4条第1項と条例第80条第1項は個別に対象、内容等を定めており、いずれか一方の対象となる可能性があります。

例えば、形質の変更を行う深さが全ての部分で50cm未満の場合、法第4条第1項は対象外となりますが、条例第80条第1項は対象になります。

条例第80条第1項については、第3章を参照してください。

第3章 条例第80条第1項

(特定有害物質取扱事業所設置状況等調査報告書)

1 対象者

土地の改変（第1章4参照、以下同じ。）をしようとする者であり、法第4条第1項の対象者と同じです（第2章1参照）。

2 対象となる行為

土地の改変を行う面積が、3,000m²以上となる行為が対象です。

なお、複数の工期に分かれた工事や離れた土地における土地の改変は、事業計画や目的の一体性、個別の行為の時間的連続性、実施主体等を考慮し、一体の土地の改変と判断できる場合、合算した面積になります。

3 対象外となる行為

耕作又は主として家畜の放牧若しくは養畜の業務のための採草等の農用地に係る行為は報告の対象外となります。ただし、農地転用に伴う改変は報告対象となります。

4 提出期限

土地の改変に着手する日よりも前に行う必要があります。法の届出をする場合は、同時に提出してください。

5 法第4条第1項との関係

3,000m²以上の土地の改変は原則法第4条第1項及び条例第80条第1項の届出対象となります。ただし、法第4条第1項と条例第80条第1項は個別に対象、内容等を定めており、いずれか一方又は両方の対象となる可能性があります。

例えば、改変する深さが全ての部分で50cm未満の場合、掘削はなく盛土

のみの場合、法第4条第1項は対象外となりますが、条例第80条第1項は対象になります。

法第4条第1項については、第2章を参照してください。

6 土地の利用の履歴の記載方法について

改変予定地の登記事項証明書（履歴事項全部証明書、閉鎖事項全部証明書）、旧土地台帳等及び過去の住宅地図や航空写真等（以下「調査資料」という。）を用いて、現在から「山林」「原野」「田」「畑」であった頃までの土地の利用状況を調査します。（農用地、「山林」「原野」「田」「畑」まで遡れない調査資料については、最も古い時期の資料を基に調査を行ってください。）

報告書に添付する住宅地図や航空写真は、概ね10年ごとの資料を添付してください。

調査期間において一時的でも建物等の存在など事業活動の可能性がある場合は、現地調査、建物の所有者や使用者への聴き取り調査等を実施して、その建物における特定有害物質の取り扱い状況を確認してください。

なお、改変部分が事業所の敷地の一部であった場合、当該事業所の敷地全体を確認してください。

また、同対象地に関する届出又は報告が過去にあり、その調査結果を用いる場合は、当該届出又は報告の内容が分かる資料を添付してください。

結果は年表形式にまとめ、事業所等の「存在期間」、「所有者・使用者」、「用途」、「特定有害物質の取扱状況」とその根拠資料を記載し、別紙の「調査結果」にはそれを踏まえて特定有害物質取扱事業所の有無を判断し明記してください（記載例参照）。

7 特定有害物質の使用履歴が認められた場合（参考）

調査の結果、特定有害物質の使用履歴があると認められる場合は、土壤汚染調査が必要となるので、速やかに提出先窓口に御相談ください。

第4章 必要書類一覧

●：必須書類 ○：参考書類

届出書、報告書は、法と条例それぞれについて下表の項目の順に添付してください。

必須書類、参考書類の両方とも該当する場合は、必須書類の方に書類を添付してください。

なお、記載に係る注意点等は第6章、第7章チェックリストを参考にしてください。

		法 第4条第1項	条例 第80条第1項
鑑	1.1 法様式（一定の規模以上の土地の形質の変更届出書（様式第六））	●	-
	1.2 条例様式（特定有害物質取扱事業所設置状況等調査報告書（様式第32号））	-	●
鑑別紙	2.1 条例様式別紙（特定有害物質取扱事業所設置状況等調査報告書（様式第32号））	-	●
添付資料 （土地所有者等に係るもの）	3.1 土地所有者が届出者と異なる場合、土地の所有者等の所在が明らかとなる書面（＊1）	● （＊2）	-
	3.2 改変予定地一覧表（地番、地目、土地所有者等）（＊3）	○	○
	3.3 公図を重ね合わせた図（公図が複数枚ある場合）（＊3）	○	○
添付資料 （場所に係るもの）	4.1 土地の形質の変更をしようとする場所の案内図	●	●
	4.2 土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした図面（記載例参照）	●	○
添付資料 （地歴に係るもの）	5.1 登記事項証明書（履歴事項全部事項証明書）（＊4、＊5） ・地目が山林、原野、田、畑まで遡れること。 ・履歴事項全部事項証明書から確認できない場合は、閉鎖事項全部証明書等の確認可能な資料を添付すること。	○	● （＊7）
	5.2 公図（＊6）	○	● （＊7）
	5.3 航空写真又は住宅地図（＊6） ・山林、原野、田、畑まで遡れること。（概ね10年ごとの資料を添付してください。） ・建物、構造物等の有無が判別できる縮尺であること。	-	● （＊7）
	5.4 聴取結果報告書（記載例参照） ・建物など事業活動の可能性がある場合に添付すること。	-	● （＊7）
	5.5 土地利用の履歴等年表（記載例参照）	-	●

＊1 登記事項証明書の他、土地の売買契約書、工事請負契約書、公共施設の占有許可証、土地の形質の変更に係る同意書等が該当します。それ以外の書面については、提出前に提出先窓口まで御相談ください。

＊2 5.1で直近の登記事項証明書（履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書）が添付されている場合は不要

＊3 対象となる土地の地番の数が多い場合には添付してください。
（法、条例両方の対象の場合は、法の書類に添付してください。）

＊4 改変予定地一覧表の順序で全ての筆の分を添付してください。

＊5 発行日が届出日から3か月以内のもの（法と条例の添付書類は共用できます。）

＊6 土地の改変の範囲を赤線等で囲ってください。

＊7 5.1～5.4の資料について入手等ができない場合は、提出先窓口まで御相談ください。

第5章 記載例

記載例

1 法第4条第1項様式 記載例

様式第六（第二十一条の二第一項、第二十三条第一項関係）

一定の規模以上の土地の形質の変更届出書 提出日を記載してください。 令和〇年〇〇月〇〇日 〒〇〇〇-〇〇〇〇 埼玉県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号 〇〇〇株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇 電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 届出者 （法人の場合）本社所在地、社名、代表者名 （個人の場合）個人の住所、氏名 を記載してください。	
提出先の事務所名を記載してください。 （宛先） 埼玉県〇〇環境管理事務所長	届出に該当する法令を選択してください。 第3条第7項 第4条第1項
土壌汚染対策法第3条第7項第4条第1項の規定により、一定の規模以上の土地の形質の変更について、次のとおり届け出ます。	
土地の形質の変更の対象となる土地の所在地	土地の形質の変更が行われる開発事業全体の土地の所在地を記載してください。 〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇 外10筆
土地の形質の変更の場所	（地番表示） 〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇 外10筆 土地の形質の変更が行われる土地の所在地を記載してください。 欄内に全ての地番を書けない場合には、 改変予定地一覧表等の資料を届出書に添付してください。
土地の形質の変更の対象となる土地の面積及び当該土地の形質の変更に係る部分の深さ	全体形質の変更の面積 〇,〇〇〇㎡ （うち掘削部分面積 〇,〇〇〇㎡） 最大改変深度 〇〇m
土地の形質の変更の着手予定日	令和〇年〇月〇日 届出範囲を分割して提出する場合は、全体面積と今回提出面積がわかるように記載してください。 整地後に盛土する面積も掘削部分になります。
法第3条第1項のただし書の確認を受けた土地において法第3条第7項の規定による土地の形質の変更をする場合	工場又は事業場の名称 工場又は事業場の敷地であった土地の所在地 届出日から30日以降で、最初に土地の形質の変更を行う日を記載してください。 法第3条第1項のただし書き中の土地で 900 ㎡以上の土地の形質の変更を行う場合（法第3条第7項）に記載してください。
現に有害物質使用特定施設等が設置されている工場又は事業場の敷地において法第4条第1項の規定による土地の形質の変更をする場合	有害物質使用特定施設が設置されている工場又は事業場の名称 有害物質使用特定施設の種類の 有害物質使用特定施設の設置場所 特定有害物質の種類 有害物質使用特定施設等が設置されている工場または事業場の土地の形質の変更を行う場合に記載してください。

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

2 条例第80条第1項様式 記載例

記載例

様式第32号（第66条関係）

特定有害物質取扱事業所設置状況等調査報告書

提出日を記載してください。

提出先の事務所名を記載してください。

令和〇年〇〇月〇〇日

（宛先）

埼玉県〇〇環境管理事務所長

報告者

〒〇〇〇-〇〇〇〇

埼玉県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号

〇〇〇株式会社

代表取締役 〇〇 〇〇

（法人の場合）本社所在地、社名、代表者名
（個人の場合）個人の住所、氏名
を記載してください。

（電話番号 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇）

過去の特定有害物質取扱事業所の設置の状況等を調査したので、埼玉県生活環境保全条例第80条第1項の規定により、その結果を次のとおり報告します。

土地の改変に係る事業の名称	（仮称）〇〇〇物流倉庫新築工事
土地の改変の場所	（住居表示）〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号 （地番表示）〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇 外10筆
敷地面積及び用途地域	敷地面積：〇,〇〇〇m ² 用途地域：工業専用地域
現在の土地の状況（周辺を含む。）及び改変の区域	別紙のとおり。
土地の改変の方法	物流倉庫の新築による、掘削
土地の所有者	住所 埼玉県△△市△△町△丁目△番△号 氏名 有限会社△△△
調査結果	別紙のとおり。
※備考	

土地の改変が行われる土地の所在地を記載してください。

事業地全体の面積ではなく、掘削及び盛土及び建築物その他の工作物の建設等の面積を記載してください。

- 備考 1 「土地の所有者」の欄には、土地の所有者と土地の改変を行う者が異なる場合に記載すること。
- 2 ※印の欄には、記載しないこと。
- 3 報告書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4とすること。

調 査 結 果

特定有害物質取扱事業所等の設置の状況がない場合も、必ずその他の土地の利用の履歴を記載してください。

特定有害物質取扱事業所等の設置の状況その他の土地の利用の履歴	対象地は、1950年代まで農用地として利用されていた。その後、1960年から有限会社△△△の事業所及び駐車場として利用され、現在に至る。有限会社△△△にて、特定有害物質の取り扱い履歴は無く、土壤汚染のおそれはないものとする。
特定有害物質 取扱事業所等の名称	該当なし
特定有害物質等の 使用の状況	該当なし
特定有害物質等の 保管の状況	該当なし
特定有害物質等の 排出の状況	該当なし
特定有害物質等の使用、 保管又は排出の場所	該当なし
参 考 事 項	

該当がない場合は、『該当なし』と記載してください。

注：水質汚濁防止法の特定施設以外の取扱いも該当します。

注：改変の場所で直接扱っていても特定有害物質取扱事業所等の敷地の一部である場合は、該当します。

- 備考 1 「特定有害物質取扱事業所等」とは、特定有害物質取扱事業所又は特定有害物質に該当する物質を取り扱っていた事業所をいうものであること。
- 2 「特定有害物質等」とは、特定有害物質又は特定有害物質に該当する物質をいうものであること。

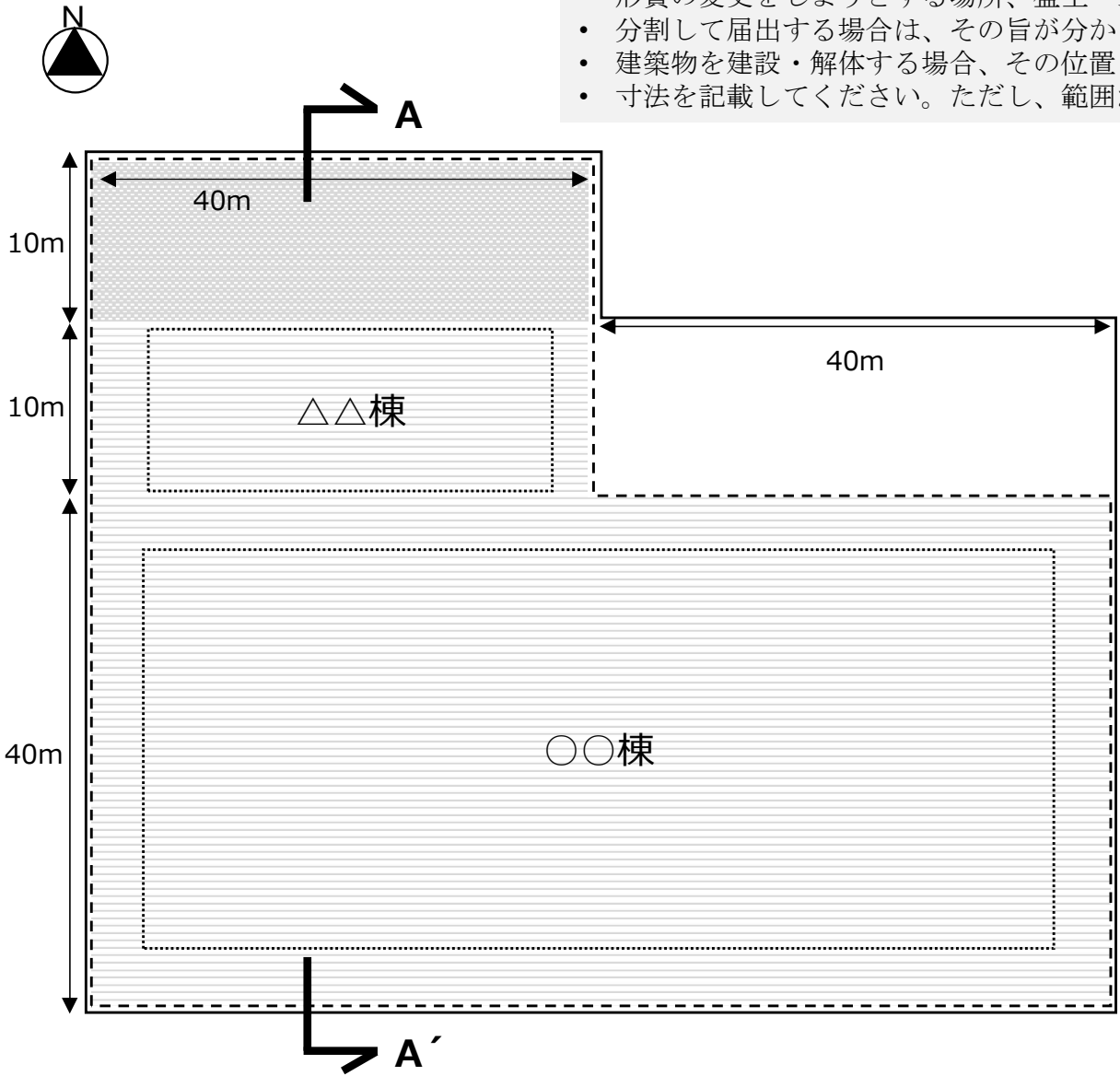
3 土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした図面（平面図、立面図、断面図） 記載例

平面図

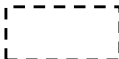
平面図の記載例

注意点

- 掘削と盛土の両方が該当する場合は、凡例を作成し範囲が分かるように記載してください。
- 形質の変更をしようとする場所、盛土・掘削を行う場所、それぞれの面積を必ず記載してください。
- 分割して届出する場合は、その旨が分かるように記載してください。
- 建築物を建設・解体する場合、その位置も記載してください。間取り等は不要です。
- 寸法を記載してください。ただし、範囲が筆境と一致する場合は不要です。



凡例及び面積

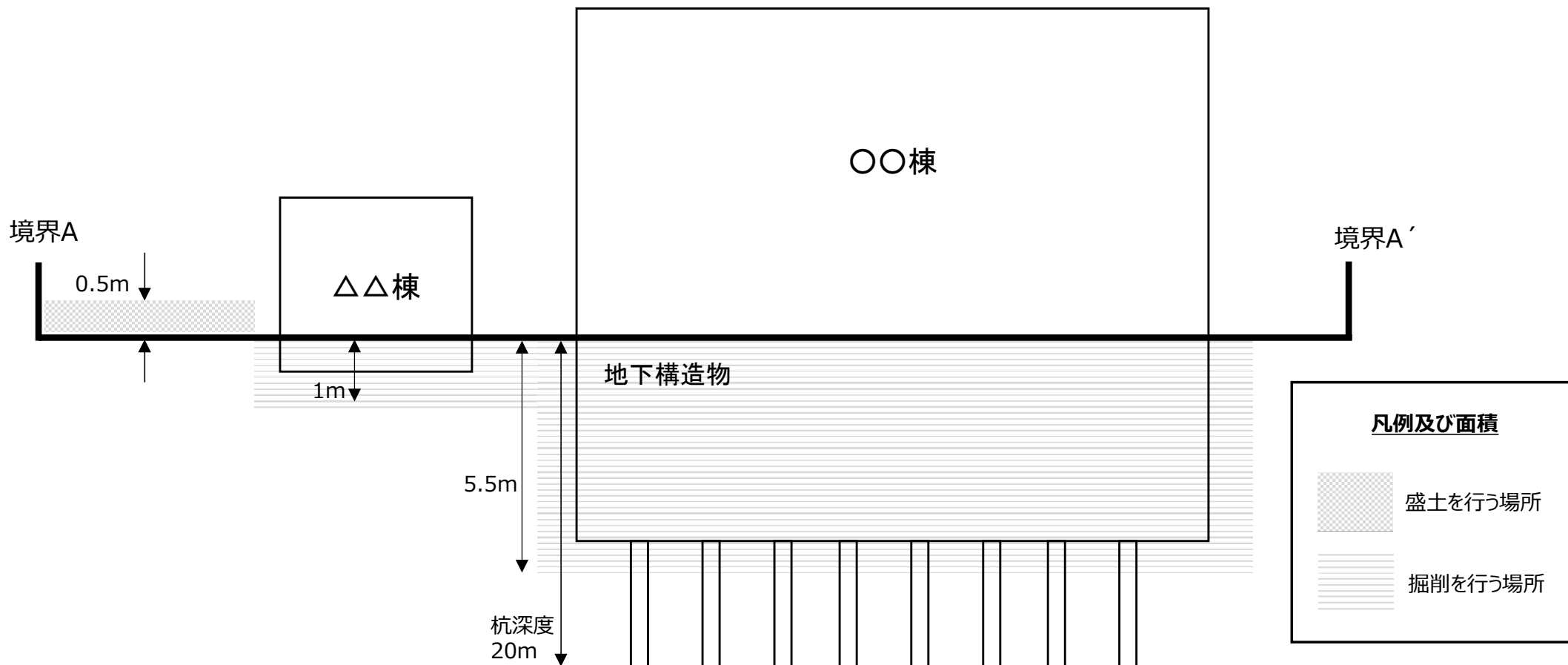
- | | |
|---|---|
|  | 全体敷地 |
|  | 土地の形質の変更をしようとする場所
(面積3,200m ²) |
|  | うち、盛土を行う場所
(面積400m ²) |
|  | うち、掘削を行う場所
(面積2,800m ²) |
|  | 建物の配置計画 |

注意点

- ・ 現地盤面から、最深の掘削範囲を記載する必要があります。
- ・ 余掘を行う場合は、掘削範囲に余掘も含まれます。
- ・ 杭を打つ場合は、杭深度も記載してください。

【掘削後盛土、盛土後掘削の場合】

- ・ 工事施工後の図面に加えて、最深の掘削範囲が把握できる図面も添付してください。



4 聴取調査結果報告書 記載例

- ・工場又は事業場が確認された場合は、その都度、聴取調査を実施して報告してください。

記載例

聴取日		令和〇年〇月〇日
相手方（部署名等）		有限会社△△△ 代表取締役 ○○○○
聴 取 概 要	操業の概要	1 9 6 0 年代に有限会社△△△を開業し、事業所及びその駐車場として当該土地を利用していた。○○の製造を行っており、特定有害物質の使用はなかった。 1 9 8 0 年代に北側の土地に事業用建物を増築し、○○の製造能力を増強した。その後は2 0 1 0 年代に事業を拡大して□□の製造も開始したが、継続して特定有害物質の使用はない。 なお、水質汚濁防止法の特定施設の該当があったため、○○環境管理事務所に〇年に届出している。
	有害物質の使用の有無	なし
	有害物質の保管の有無・保管状況	なし
	有害物質の排出	なし
	関係法令に基づく届出等	水質汚濁防止法に基づく届出、化学物質排出把握管理促進法に基づく報告

5 土地利用の履歴等年表 記載例

- ・年代ごとに土壌汚染の可能性を整理してください。

該当する根拠資料を添付してください。

記載例

年代（西暦）	土地の利用状況	使用していた特定有害物質の種類	根拠資料
1940	農地	なし	住宅地図（194●年） 航空写真（194●年）
1950	同上	なし	土地登記簿 航空写真（195●年）
1960	有限会社△△△の事業所及びその駐車場。□□業を行っていた。	なし	土地登記簿 住宅地図（196●年） 航空写真（196●年） 聴取調査結果報告書
1970	同上	なし	土地登記簿 航空写真（197●年） 聴取調査結果報告書
1980	事業場建物を増築し、□□業を拡大した。	なし	土地登記簿 航空写真（198●年） 住宅地図（198●年） 聴取調査結果報告書
1990	同上	なし	土地登記簿 航空写真（199●年） 聴取調査結果報告書
2000	同上	なし	土地登記簿 航空写真（200●年） 住宅地図（200●年） 聴取調査結果報告書

2010	□□の製造を開始した。	なし	土地登記簿 航空写真（201●年） 住宅地図（201●年） 聴取調査結果報告書 水質汚濁防止法届出
2020	同上	なし	土地登記簿 航空写真（202●年） 聴取調査結果報告書
現在	同上	なし	住宅地図（202●年） 聴取調査結果報告書 土壌汚染対策法届出

第6章 土壤汚染対策法第4条第1項 チェックリスト (届出書に添付してください。)

各項目の番号は第4章の番号になっています。

チェック項目	☐	備考
1.1 法様式（一定の規模以上の土地の形質の変更届出書（様式第六））		
届出者は土地の形質の変更をしようとする者（法人であれば代表権を有する者）か。	☐	
土地の形質の変更の場所が全て記載されているか（「道」「水」など無番地の面積が抜けていないか）。 または、対象地番の一覧等全ての所在が記載された資料が添付されているか。	☐	
届出日は工事に着手する日の30日前を過ぎていないか。	☐	
土地の形質の変更の面積は3,000m ² 以上か。	☐	
空欄はなく「該当なし」や「－」が記載されているか。	☐	
(現に有害物質使用特定施設が設置されている工場等の敷地において土地の形質の変更を行う場合)		
当該事業所の名称、特定施設の種類、特定施設の設置場所、特定有害物質の種類が水質汚濁防止法の届出内容と相違ないか。また、900m ² 以上の土地の形質の変更か。	☐	
3.1 【土地所有者が届出者と異なる場合】土地の所有者等の所在が明らかとなる書面		
(登記事項証明書の場合)		
原本もしくは原本確認できるもの（提出時に原本を提示できるもの）か。	☐	
発行日が届出日から3か月以内か。	☐	
(登記事項証明書以外の場合)		
土地の売買契約書、工事請負契約書、公共施設の占有許可証、土地の形質の変更に係る同意書等、書面から土地の所有者の所在を確認することができるか。	☐	
3.2 改変予定地一覧表（地番、地目、土地所有者等）		
土地の形質の変更をしようとする土地の地番の数が多い場合は、その一覧表を添付しているか。	☐	
3.3 公図を重ね合わせた図		
公図が複数枚ある場合は、公図を重ね合わせた図を添付しているか。	☐	
4.1 土地の形質の変更をしようとする場所の案内図		
10,000分の1程度の案内図が添付されており、かつ、わかりやすいか。	☐	
4.2 土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした図面		
土地の形質の変更の場所の範囲と地番との対応関係が明示されているか。	☐	
切土と盛土の別がわかる平面図、立面図、断面図が添付されているか。	☐	
土地の形質の変更の対象となる土地の面積及び土地の形質の変更に係る部分の深さが分かるか。	☐	
5.1、5.2 【条例第80条第1項の対象外の場合】登記事項証明書及び公図		
原本、もしくは原本確認できるもの（提出時に原本を提示できるもの）か。	☐	
改変予定地一覧表の順序で全ての筆の分が添付されているか。	☐	
発行日が届出日から3か月以内か。	☐	
登記事項証明書は、地目が山林、原野、田、畑まで遡ることができるか。履歴事項全部事項証明書だけで確認できない場合は、閉鎖事項全部証明書や航空写真等の確認可能な資料を添付されているか。	☐	
その他		
届出が例外になる行為（第2章3参照）にあたらぬか。	☐	

第7章 埼玉県生活環境保全条例第80条第1項 チェックリスト（報告書に添付してください。）

各項目の番号は第4章の番号になっています。

チェック項目	☐	備考
1.2 条例様式（特定有害物質取扱事業所設置状況等調査報告書（様式第32号））		
報告者は土地の改変をしようとする者（法人であれば代表権を有する者）か。	☐	
土地の改変の場所が全て記載されているか（「道」「水」など無番地の面積が抜けていないか）。 または、対象地番の一覧等全ての所在が記載された資料が添付されているか。	☐	
土地の改変の面積は3,000m ² 以上か。	☐	
空欄はなく「該当なし」や「－」が記載されているか。	☐	
2.1 条例別紙（特定有害物質取扱事業所設置状況等調査報告書（様式第32号））		
5.1～5.5の資料について、簡潔にまとめて記載しているか。	☐	
過去の調査の実施、汚染の除去等対策の実施の履歴が記載されているか。	☐	
土砂を搬入した場合、土砂の汚染状況について記載されているか。	☐	
空欄はなく「該当なし」や「－」が記載されているか。	☐	
3.2 改変予定地一覧表（地番、地目、土地所有者等）		
土地の改変をしようとする土地の地番の数が多い場合は、その一覧表を添付しているか。	☐	
3.3 公図を重ね合わせた図		
公図が複数枚ある場合は、公図を重ね合わせた図を添付しているか。	☐	
4.1 【法第4条第1項の対象外の場合】土地の形質の変更をしようとする場所の案内図		
10,000分の1程度の案内図が添付されており、かつ、わかりやすいか。	☐	
4.2 【法第4条第1項の対象外の場合】土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした図面		
土地の改変の場所の範囲と地番との対応関係が明示されているか。	☐	
切土と盛土の別がわかる平面図、立面図、断面図が添付されているか。	☐	
土地の改変の対象となる土地の面積及び土地の形質の変更に係る部分の深さが分かるか。	☐	
5.1、5.2 登記事項証明書、公図		
改変予定地一覧表の順序で全ての筆の分が添付されているか。（提出時に原本を提示できる場合は、コピーでも可）	☐	
発行日が届出日から3か月以内か。	☐	
登記事項証明書は、地目が山林、原野、田、畑まで遡ることができるか。 履歴事項全部事項証明書だけで確認できない場合は、閉鎖事項全部証明書や航空写真等の確認可能な資料を添付されているか。	☐	
5.3 航空写真又は住宅地図		
農用地、山林又は原野に至るまで遡っているか。	☐	
土地の改変の場所が明示されているか。	☐	
航空写真は、改変の場所の状況が判読できる縮尺か。	☐	
5.4 聴取調査結果報告書（聴き取りを行っている場合）		
記載例に沿って、実施者氏名、対象者氏名、調査実施日、聴取内容が記載されているか。	☐	
5.5 土地利用の履歴等年表		
記載例に沿って、年代ごとに土地の利用状況、土壌汚染の可能性、根拠資料が記載されているか。	☐	
その他		
報告書が例外になる行為（耕作又は放牧、養畜のための採草等、第3章3参照）にあたらないか。	☐	